

違反対象物公表制度

重大な消防法違反の建物を東根市のホームページで公表

●違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を東根市のホームページに公表する制度です。

●公表の対象となる建物は？

飲食店、物品販売店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物です。

●公表の対象となる違反は？

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

(令和元年 10 月 1 日実施)

●公表までの流れ



あなたが所有(管理・占有)する建物で次のような変更を行う場合、消防本部予防係へご相談ください。

☑飲食店・物品販売店・福祉施設などの新規入居

☑増築・改築・隣接建物との接続工事

☑窓や扉などの開口部の閉鎖工事

※新たに屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の設置が必要となる場合があります。